

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 山崎闇齋と『旧事大成経』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西岡, 和彦, Nishioka, Kazuhiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000394">https://doi.org/10.57529/00000394</a>

# 山崎闇齋と『旧事大成経』

西岡和彦

## はじめに—問題の所在—

山崎闇齋は『旧事大成経』<sup>①</sup>を参照した神道家の一人である。それについて河野省三博士は次のように説明している。

伊勢貞丈の『神道独語』に、「此大成経の偽を知らずして用る神道者もあり、学者も引用する人あり」と云うてをるやうに、近世初期の末、山崎闇齋等を始め、殊にその中期以降、此の書を引用し、尊重する学者、神道家は少くない。<sup>②</sup>

かくて闇齋は大著『風水草』<sup>③</sup>や『風葉集』<sup>④</sup>に『大成経』を頻に引用した（ただし、『風葉集』は一箇所のみ）ことから、『大成経』を尊重する神道家と認識されてきたのであろう。

例えば、森田康之助博士も「旧事大成経をめぐる問題」にて、「私は闇齋翁が旧事本紀を尊重されてゐたことは、光宥・坦斎の思想の上に連るものがあるのではあるまいかと推測してゐる」という。ここの『旧事本紀』とは『旧事大成経』を指す。光宥と坦斎は、ともに山鹿素行に神道を教授した方で、按察院<sup>あせち</sup>先住光宥法印と忌部神道の嫡流とされる広田坦斎を指し、とも

に『大成経』の編纂に何らかの形で関係したと目される人物である。そして、闇斎も素行同様に彼等から何らかの思想的影響を受けたことが、『大成経』を尊重するに繋がったもの、と見られたのである。

また久保田収博士は「『旧事大成経』成立に関する一考察」にて、「今井似閑は本書『大成経』—西岡注）が「古書」であることを信じ、山崎闇斎も『神代卷風葉集』や『中臣祓風水草』に本書を引用してゐるほどであるから、潮音がこれを偽作と考へなかつたとしてもふしぎではない。それが当時の学問的風潮であつたからである」といふ。<sup>(7)</sup>

一方で、闇斎の『大成経』尊重説に疑義を呈した人物もいる。その一人が闇斎の曾孫弟子谷川士清である。著書『五部書辨偽』（國學院大學図書館所蔵）は、吉見幸和著『辨偽書造言総論』<sup>(8)</sup>の批評をその個所の欄上に記した書である。そのなかで、次の幸和の説を批判のひとつに挙げてゐる。

伊雑宮社人、二社三宮図ヲ板行シ、先代旧事大成経百余卷ヲ梓ニ鋳テ世ニ流布セシメ、伊雑宮ヲ天照大神ノ本宮トセントス。其姦邪秘計詳ニ大成経破文ニ見タリ。世ニハ不<sup>レ</sup>弁<sup>ニ</sup>正<sup>レ</sup>偽<sup>一</sup>者コソ多ケレ。今以大成経ノ残編ヲ所持スル輩、

実ノ神書ト心得テ秘<sup>ニ</sup>藏<sup>一</sup>之<sup>レ</sup>者アリ。サスガノ先輩モ大成経ヲ引用ヒ、近クハ出雲路民部ナドモ心ヲヨセ、玉木葦齋ナドモ強テ不<sup>レ</sup>破<sup>レ</sup>之、眼力ノ精麗宜<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>茲也。(五四二頁)

『大成経』が禁書になつた原因は、伊雑宮神人が伊雑宮再興と神領返還の運動を重ねていくなかで、「二社三宮図」や「伊雑宮ヲ天照大神ノ本宮」とする偽説を主張したためである。それにより当初協力的であつた伊勢両宮から訴えられ、朝廷や寺社奉行から非難を受け、ついに寛文事件（寛文三年、將軍直訴の咎で神人四十七人が伊勢・志摩両国から追放に処された事件）にまで及んだ。ところが、それにも懲りず、次に『大成経』にそれらの説を挿入して出版したため、伊勢両宮から再び訴えられ、本書は天下の偽書・禁書のレッテルを貼られてしまったのである。<sup>(9)</sup>ところが、世間では、その後も本書の残片を所持し、それを神書として秘蔵する者がいる、という。

ただし、士清が批判したのは次の箇所である。なかでも、幸和も師事した玉木葦齋（正英）を、『大成経』が偽書であることも見破れない眼力の持ち主、と扱き下ろしたことに、さすがの士清も黙つていらなかつたのである。

【批】先輩、蓋指垂加翁也、大成経者有二板、而翁之所引是旧板、与伊雑姦板者異矣、然未聞翁之尊信此書、唯其之近理者、取而収之、亦仁者之用心哉、出雲路翁、不知信之耶否、然先師玉木翁、弁之偽、予所親聞而今猶在耳、則出雲路翁亦可以推知矣、(五四二頁)

「先輩」とは、垂加翁こと山崎闇齋を指す。士清は『大成経』の板本は二種あるという。それは、三十一巻の鶴鶴本ささぎと七十二巻の延宝本を指す。もう一つの長野本は未板である。

その板行された二本の中で、闇齋は旧板の鶴鶴本を用い、それは伊雑宮神人が関与した延宝本とは異なるもの、と士清は主張する。ここは注意したい。

もう一つは、闇齋が『大成経』を「尊信」していたとは未だ聞いたことがない、との言説である。闇齋は「仁者之用心」として、ただ「近理」のみを抜粹し引用したまでにすぎない、という。この「仁者之用心」とは、おそらく舍人親王の『日本書紀』編纂に見られる私意を排除した慎重な方針を指すのである。闇齋はそれを「敬之至」(闇齋著『藤森弓兵政所記』)として終生模範としたのである。

なお、「出雲路翁」とは闇齋の直弟子で下御霊社祠官の出雲

路信直のことで、彼のことはいざ知らず、師の正英は『大成経』を偽書と認識していた、と断言する。なぜならば、正英の親炙に浴していた時に、直接師からそのことを聞いた記憶が今も鮮明に甦るからである。よって、出雲路翁においても推して知るべし、というのである。

闇齋の古典や史料の抜粹引用の方針については、孫弟子の伴部安崇も著書『旧事本紀玄義拔萃常世草』序文で闇齋の言葉と共に伝えている。

垂加靈社ノ曰、玄義之為タル書固ヨリ涇渭瑜瑕之甚キ者ニシテ而其粹言ハ皆神宮・卜部之旧伝精義也、君子不ニ以レ人ヲ廢レ言ヲ遂ニ拔ニ萃シテ玄義ヲ（後略）

「垂加靈社」こと山崎闇齋は、慈遍の『旧事本紀玄義』を善し悪しの甚だしい書だが、なかには「粹言」もあり、それは皆伊勢神道や卜部神道の「旧伝精義」である、という。そもそも君子は人を見てその言説を排除することはしない。よって、闇齋も本書から優れた文章を抜粹したのであろう、というのである。

閑話休題、再び冒頭に挙げた河野博士の文章にもどらう。伊

勢貞丈は『大成経』を偽書と知らず参考にしたり、引用したりした神道者や学者がいる、と指摘したが、果たして偽書概念が、貞丈や幸和等と闇斎は同じであったのか、さらに闇斎が用いた『大成経』がどの系統の本であったのかは検討を要しよう。本稿の目的は、久保田博士のいう『大成経』を尊重することが、「当時の学問的風潮であった」なかで、闇斎はその書から何をしようとしたのか、また垂加神道の神学的発展において、その書がいかなる貢献をなし得たのかを明らかにすることである。

そこで、『大成経』が『先代旧事本紀』から段階的に加筆されていき、三十一巻本や四十巻本、さらに七十二巻本へと編纂出版され、そして禁書となっていく過程<sup>15</sup>で、闇斎はその書について頃出合い、それらをどのように活用抜粋してきたのかを検討してみようと思う。

### 一、『旧事大成経』の成立過程と山崎闇斎との接点

伊雑宮と『大成経』との関係は、久保田博士や岩田貞雄氏等の研究によって明らかにされてきた。それらによると、『大成経』の板行が伊勢両宮の激怒に触れ、その書の発禁のみならず板行

の書と板木の破却まで訴えられる原因となったのは、その書に「伊勢二社三宮説<sup>16</sup>」や伊雑宮の「内宮本宮説」といった伊勢両宮を貶める説が挿入してあったからである。これらの偽説は、伊雑宮神人による神戸（神領）返還運動のなかで発生した。そもそも、伊雑宮は内宮の別宮に属し、造営事業は内宮が支配し、その財政負担もすべて差配してきた。しかし、室町幕府の神宮への財政支援が滞るようになると、内宮は伊雑宮をはじめ別宮の支援ができなくなり、神人等は自力で神社を運営しなければならなくなった。こうした「磯辺神人たちが伊雑宮を私祀化、私営化するようになったことが、伊雑宮の優位性を神人たちが主張したり、ひいては謀計事件に発展する要因になった<sup>17</sup>」と岩田氏を見る。しかも、北畠国司より志摩一國を拝領した九鬼嘉隆に神戸が押取されたことで、伊雑宮神人の運動は、従来の神社復興に神戸返還が加わり、さらに自社の訴えを際立たせるために新たな神社縁起の創作が行われたのである。

だが、こうした運動をよく思わない九鬼氏は、寛永二年、伊雑宮神人五十余人を神島流刑に処した。それでも運動は治まらず、同十三年（二六三六）四月、將軍家光の日光廟社参の時に、神人代表の山口九右衛門等が神訴状をもって直訴している<sup>18</sup>。

ここで注意したいのは、伊雑宮神人と『大成経』との接点が

まだ見られないことである。その後、神人等は「伊勢三宮説」(寛文事件後「伊勢二社三宮説」に発展)や伊雑宮の「内宮本宮説」などを主張するなかで、鶴鶴本『大成経』にそれらの説を挿入していく。その実行者は、神人代表の大崎(中村)兵太夫に依頼された上州沼田出身の長野采女とされる。寛文事件後、兵太夫は失踪し、天和二年(一六八二)に鳥羽藩の密命により暗殺されるが、その間采女と連絡を取り合っていたことは、岩田氏の研究で明らかにされている<sup>(19)</sup>。

ところで、森田博士が注目した『大成経』の編者と目されるもうひとりの人物が高野山蓮花谷の按察院光宥法印である。光宥は駿府城や二条城などで神君徳川家康や將軍秀忠の御前論議に論者の一人として参加するなど高野山の碩学として知られたが、ゆえあつて元和七年(一六二二)八月、伊豆大島に配流となる。寛永十五年(一六三八)十月、赦免されて江戸に寄寓すると、その翌年、光宥は山鹿素行に神代紀を講義している。素行の『年譜』寛永十六年条には、

今年神道を光宥より相承く。(高野按察院なり、神代上下を講ず。)季秋晦日より十月朔に迄りて畢る。三十余日別火して素を食す。<sup>(20)</sup>

とある。当時十八歳の素行は、光宥より『日本書紀』神代巻を一月間修養の末に伝授されたという。『配所残筆』には「十七歳之冬、高野按察院光宥法印分神道令伝授候、神代之巻ハ不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、神道之秘伝、不<sub>レ</sub>殘令伝授<sup>(21)</sup>」とあり、おそらく、真言流神道による神代巻講義とともに両部神道の秘伝が伝授されたのである。同十九年九月、素行は小幡景憲から兵法の印可を受けるが、その印可状の「筆者は高野按察院先住光宥<sup>(22)</sup>」であつた。

その後、光宥が大赦を受けて帰山するのが慶安三年(一六五〇)十一月であるから、『年譜』には見えないが、その間もしばしば素行は光宥から神道などの教授を受けていたといえよう。光宥はそれから二年後の承応元年(一六五二)九月二十三日に入寂する<sup>(23)</sup>。

ところが、光宥が『大成経』に関わつたという史料は未見であり、『密教大辞典』「光宥」の項にも、『大成経』の記事は一切出て来ない。そこで敢えて想像をたくましくすれば、赦免後、光宥が「武府深川之旅館」に寄寓したことと、貞享元年(一六八四)八月十五日に、長野采女(竹内重好)父子が深川八幡社に『大成経』七十二巻を奉納していることから、そこに

何らかの接点乃至關係が見出せそうであるが、不明である。とはいえ、潮音の『大成経』を依田徧無為が『大成経由来記』で高野本と称し、また森田博士が前掲論文で紹介した大國魂神社所藏『旧事大成経』卷四十五「祝言本紀」表紙の見返しにある張り紙には、「祝言本紀有三本、一者出<sub>二</sub>於高野山庵室坊<sub>一</sub>、今称<sub>二</sub>庵室本<sub>一</sub>。二者出<sub>二</sub>於忌部家<sub>一</sub>、今称<sub>二</sub>鶴鶴本<sub>一</sub>焉。三者出<sub>二</sub>於斎宮<sub>一</sub>、而伝<sub>二</sub>于有原家<sub>一</sub>、是称<sub>二</sub>長野本<sub>一</sub>也」とあり、河野博士が前掲書で紹介した『吾道宮縁由』には、『大成経』は、「近江佐々木明神之宮、高野庵室清滝明神之宮、上州箕輪城長野信濃守ノ家ト三ヶ所ニ相伝有来」とあることから、光宥と『大成経』との關係を無視するわけにはいかない。だが、闇齋と光宥との接点は見出せないのである。

光宥が入寂した年の十二月、伊雑宮神人は『伊勢三宮之図』を、ついで六年後の万治元年（一六五八）八月に『伊雑宮日記勘文』を著して内宮本宮説を主張する。そして、翌年幕府寺社奉行井上正利に否定された後、寛文事件に及ぶのである<sup>(28)</sup>。

なお、山崎闇齋が井上正利邸に寄寓するようになるのは明暦四年（一六五八）からで、以後毎年三月に東遊し、八月に帰京している<sup>(29)</sup>。よって、井上邸（寺社奉行所を兼ねる）に寄寓する闇齋が、この一連の事件を知っていても何ら不思議ではなく、

井上奉行からこの件で諮問を受けていた可能性も十分考えられよう<sup>(30)</sup>。岩田氏によると、井上奉行は万治二年五月二日に伊雑宮再興の申請書を一旦受理するが、その後八月十八日に神人等を召し出し、「伊雑宮は内宮の別宮なるところ、何故内宮と共に伊勢三宮と申すや、これ曲事なり、故に伊雑宮の再興はまかりならぬ」と申し渡し、申請を却下したという<sup>(31)</sup>。

闇齋は、昨年同様その年も三月（二十三日）に東遊し、井上奉行の却下申し渡しの日（八月十八日）に帰京、昨年に続き帰途伊勢神宮に参拝している<sup>(32)</sup>。この帰京の日が、伊雑宮神人に却下が下された日と同じであるのを偶然とみるのか、それとも井上奉行の却下申し渡しを見届けた上で帰京したのかは不明である。だが、帰途参宮したのは、闇齋が井上奉行からこの件で諮問を受けていたのなら、神宮で伊雑宮対策の中心的人物のひとりで、のちに伊勢系「中臣祓」の伝授を受ける大宮司大中臣精長や外宮権禰宜度会延佳等に、その件を報告するためであったとも考えられよう。そうすると、闇齋が『大成経』を、伊雑宮神人の偽説を知らずに引用抜粋していた、とする前述の吉見幸和の疑いが杞憂に過ぎないどころか、その件の事情は幸和よりも詳しかった、とも言えよう。

寛文十年（一六七〇）二月、潮音が『聖徳太子十七条憲法註』

を板行する。河野博士によると、この書に『大成経』の影響は見られないという<sup>(33)</sup>。同年六月上旬、東武にて謹書の跋文をもつ鶴鶴本『大成経』三十一巻が、京極内藏之助により板行される。それから三年後の延宝元年（一六七三）十二月六日、林鶯峰はこの『旧事大成経鶴鶴伝新板一部十六冊』を借り受けて通覧し、偽書との疑いを強くしている<sup>(34)</sup>。

延宝三年、潮音は京極氏より『大成経』正部（三十一巻）を求め通読し、さらに別の「神教経」、「宗徳経」と「聖皇本紀」、そして池田逸士が持参した「憲法本紀」をそれぞれ板行したという<sup>(35)</sup>。なお、岩田氏は、これらの書は潮音ではなく長野采女による板行と見ている<sup>(36)</sup>。

刊記によると、「憲法本紀」は「聖徳太子五憲法」として延宝三年五月に、「神教経」と「宗徳経」は延宝四年五月に板行された。その後、延宝七年五月に「礼綱本紀」が板行され、同年九月に『旧事大成経』全七十二巻が潮音により江戸室町の書肆より板行されたのである。

ところで、この間の延宝六年十月二日、山鹿素行が『大成経』を書写し、翌日返却したことが前述の『年譜』に見える<sup>(1)</sup>。その件について、かつて阿部隆一博士が平戸山鹿家の調査を行ったところ、巻五十九の「礼綱本紀」下巻上の大部分と巻六十の「礼

綱本紀」下巻下、および巻六十八の「軍旅本紀」下巻の一部の写本が見つかり、その一部は素行の自筆であったが、多くが他筆であった事を報告している<sup>(42)</sup>。

なお、「礼綱本紀」と「軍旅本紀」は、当時ともに未板であったにもかかわらず素行が書写していたとは、『大成経』統部の写本が一部出回っていたことを物語る<sup>(43)</sup>。

さきに闇齋が伊雑宮神人の偽説「伊勢二社三宮説」や「内宮本宮説」を、寺社奉行井上正利を通じて万治二年の頃には知っていたであろう、と推測したが、ならば闇齋は『大成経』をいつ頃知ったのであろうか。それを探る手がかりの一つとして、闇齋が『大成経』編纂者のひとりと目される忌部丹齋に師事したとの伝承がある。この伝承を残したのは闇齋の高弟植田良背（初代広島藩儒）である。彼は「良背語録」で「霊社、忌部家の神道は忌部丹齋より御相伝と御物語にて承申候」と伝える<sup>(44)</sup>。その伝承と、「霊社」こと闇齋が、忌部正通の「神代口訣」を寛文四年に校刊したことから、同二年頃はその書を丹齋から受けたのではないかと、と近藤啓吾翁は推測する<sup>(45)</sup>。

なお、忌部丹齋とは、素行に「忌部氏神道之口訣」を残らず相伝した広田坦齋と同一人物である（『配所残筆』）。山本信哉博士によると、坦齋は「慶長十二年に猪熊少将勅勘の時、其縁



坐によつて京都を立退き、江戸に寓居し、薙髪して坦齋と号した<sup>(46)</sup>という。また、阿部博士は、坦齋は「正保慶安の頃没したと伝える<sup>(47)</sup>」という。ならば、坦齋が没した頃は、闇齋が二十七歳〜三十五歳にあたり、まだ神道研究を本格的に行っていない時期である。しかも、当時坦齋は江戸で活動していたと思われるが、闇齋が初めて江戸へ下るのは万治元年、四十一歳の時である。そこで『泰山集』十六が伝える、坦齋の弟子で幕府の牢屋役人であった石出帯刀から伝授を受けたとも考えられよう<sup>(48)</sup>。『配所残筆』には、坦齋死後は素行が帯刀に神書の指導をしたとある。

ところで、『大成経』が忌部神道を意味する齋元神道を特に重んじたことから、忌部氏嫡流の広田坦齋が『大成経』編纂者のひとりとして目されるのだが、それだけではなく伊雑宮神人の運動に協力していたとの伝承もある。たとえば、藤原忠儀の『志武宇地話』(享和元年(一八〇二)成)に「志摩国磯辺伊雑皇太神宮と申奉るは、今八丁堀に鎮座(中略)往古磯辺の神職出口市正忌部澹齋といふもの寛永の始江府にくだり(中略)神領往古に復さん事<sup>(49)</sup>」とあり、潮音著『扶桑護仏神論』にも將軍家光日光社参の折、坦齋が阿部豊後守に『大成経』を献上した<sup>(50)</sup>という。その真偽は兎も角、寛永の頃に坦齋が、江戸において伊

雑宮神人の運動に協力していたとの伝承は、闇齋との関係を探る上でも注意したい<sup>(51)</sup>。

では、闇齋はいつ頃『大成経』を入手閲覧したのであろうか。管見の限り、闇齋の書で『大成経』の初見は、弟子の浅見綱齋<sup>(52)</sup>に『日本書紀』神代巻を「神代口訣」を参考にして講義した時の筆記録「垂加翁神代記講義」に一ヶ所見られるのがそれにあたり、延宝本では巻六にあたる。綱齋が闇齋に入門したのは、延宝五年(二六七七)の後半か、または明年初めとされる<sup>(53)</sup>。よつて、闇齋がその講義をしたのは延宝六年後半から明年の初めごろと推測できよう。なぜならば、綱齋は延宝七年四、五月頃から出入りを禁じられ、破門状態になるからである。なお、当時延宝本は未板であるから、闇齋が見ていた『大成経』は、鶴鶴本であった可能性が高く、土清の旧板使用説に合致しよう。闇齋は綱齋を破門した三年後の天和二年(一六八二)九月十六日に亡くなる。よつて、このわずか三年の間に、闇齋は大著『風水草』と未完の大著『風葉集』を纏めたことになる。すると、引用個所の極めて多い『風水草』の編纂作業は、綱齋に神代紀を講義した頃には既に進められていたと考えられよう。ならば、『風水草』も鶴鶴本を使用していた可能性が高くなる。

ところが、『風水草』の引用文をよく調べてみると、鶴鶴本に  
なく、延宝本に見られる個所が多く見られる。

そこで、次に『風水草』『風葉集』『垂加翁神代記講義』に引  
用抜粋された『大成経』の記事を検討してみることしよう。

## 二、闇齋が引用抜粋した『旧事大成経』の検討

闇齋が亡くなる年の五月に作成した蔵書目録『垂加翁書籍目  
録』に、「旧事大成抜書 巻<sup>54</sup>」がある。闇齋は『大成経』の「粹  
言」抜粋書を予め作成し、それを用いて『風水草』等を編纂し  
たと思われる。

ならば、闇齋が引用抜粋した『大成経』は、鶴鶴本であつた  
のか、それとも延宝本であつたのが問題となろう。もちろん、  
闇齋は広田坦齋または石出帯刀に師事したことから、板本では  
なく、忌部家伝来の『大成経』を入手していた可能性も考えら  
れる。だが、未見のため、ここは板本二本を対象に検討する<sup>55</sup>。

なお、前述した谷川士清の旧板使用説について、『風水草』  
に引く「礼綱本紀」が問題になろう。なぜならば、鶴鶴本の「神  
代皇代大成経序」に「礼綱本紀」の書名は見えるが、掲載はな  
く、延宝本の「雑部」(統部・副部)にはじめて掲載されるか

らである。ただし、鶴鶴本「跋文」によると「雑部数十巻」は  
門外不出の秘書として存在していたようである。山鹿素行が延  
宝本の板行一年前に、「雑部」の「礼綱本紀」と「軍旅本紀」  
を書写したのも、そのうちの一部なのかもしれない。すると、  
闇齋も旧板、すなわち鶴鶴本の「雑部」を見ていた可能性は捨  
てきれない。

ここに挙げた表一「旧事大成経新旧構成比較表」<sup>56</sup>には、鶴鶴  
本と延宝本の目次構成をあげ、『風水草』『風葉集』『垂加翁神  
代記講義』(「神代講義」と略称)に引用した本紀欄に圈点を入  
れたものである。この表から、『大成経』を頻繁に引用してい  
るのは『風水草』だけであることが確認できる。

表一 「旧事大成経新旧構成比較表」

鶴鶴本 (旧板)	延宝本 (新板)	風水草	風葉集	神代講義
神代皇代大成経序・伝	首一 神代皇代大成経序・伝 首二 先代旧事本紀目録			
卷一 神代本紀	卷一 神代本紀			
卷二 陰陽本紀	卷二 先天本紀			
卷三 黄泉本紀	卷三 陰陽本紀			
卷四 神祇本紀上	卷四 黄泉本紀			
卷五 神祇本紀下	卷五 神祇本紀上 卷六 神祇本紀下 卷七 神事本紀上 卷八 神事本紀下	○	○	○
卷六 天神本紀上	卷九 天神本紀上	○		
卷七 天神本紀下	卷一〇 天神本紀下	○		
卷八 地神本紀上	卷一一 地祇本紀上	○		
卷九 地神本紀下	卷一二 地祇本紀下			
卷一〇 皇孫本紀上	卷一三 皇孫本紀上			
卷一一 皇孫本紀下	卷一四 皇孫本紀下			
卷一二 天孫本紀上	卷一五 天孫本紀上	○		
卷一三 天孫本紀下	卷一六 天孫本紀下	○		
卷一四 神皇本紀上・上	卷一七 神皇本紀上・上			
卷一五 神皇本紀上・下	卷一八 神皇本紀上・下			
卷一六 神皇本紀中・上	卷一九 神代本紀中・上			
卷一七 神皇本紀中・下	卷二〇 神皇本紀中・下			
卷一八 神皇本紀下・上	卷二一 神皇本紀下・上			
卷一九 神皇本紀下・下	卷二二 神皇本紀下・下			
卷二〇 天皇本紀上・上	卷二三 天皇本紀上・上	○		
卷二一 天皇本紀上・下	卷二四 天皇本紀上・下			
卷二二 天皇本紀中・上	卷二五 天皇本紀中・上			
卷二三 天皇本紀中・下	卷二六 天皇本紀中・下			
卷二四 天皇本紀下・上	卷二七 天皇本紀下・上			
卷二五 天皇本紀下・下	卷二八 天皇本紀下・下			
卷二六 帝皇本紀上・上	卷二九 帝皇本紀上・上			
卷二七 帝皇本紀上・下	卷三〇 帝皇本紀上・下			
卷二八 帝皇本紀中・上	卷三一 帝皇本紀中・上	○		
卷二九 帝皇本紀中・下	卷三二 帝皇本紀中・下			
卷三〇 帝皇本紀下・上	卷三三 帝皇本紀下・上			
卷三一 帝皇本紀下・下	卷三四 帝皇本紀下・下			
跋文	卷三五 聖皇本紀上・上 卷三六 聖皇本紀上・下 卷三七 聖皇本紀下・上 卷三八 聖皇本紀下・下 卷三九 政教本紀上・上 卷四〇 政教本紀上・下 卷四一 政教本紀中・上 卷四二 政教本紀中・下 卷四三 政教本紀下・上 卷四四 政教本紀下・下 卷四五 祝言本紀 卷四六 天政本紀 卷四七 太古本紀上 卷四八 太古本紀下 卷四九 曆道本紀上・上 卷五〇 曆道本紀上・下 卷五一 曆道本紀下・上 卷五二 曆道本紀下・下 卷五三 医綱本紀上・上 卷五四 医綱本紀上・下 卷五五 医綱本紀下・上 卷五六 医綱本紀下・下 卷五七 礼綱本紀上・上 卷五八 礼綱本紀上・下 卷五九 礼綱本紀下・上 卷六〇 礼綱本紀下・下 卷六一 詠歌本紀上 卷六二 詠歌本紀下 卷六三 御語本紀上・上 卷六四 御語本紀上・下 卷六五 御語本紀下・上 卷六六 御語本紀下・下 卷六七 軍旅本紀上 卷六八 軍旅本紀下 卷六九 未然本紀 卷七〇 憲法本紀 卷七一 神社本紀 卷七二 国造本紀			

表二「旧事大成経新旧抜粋箇所」

旧板 (新板)	本紀名	引用数
卷4 (卷5)	神祇本紀上	3箇所
卷5 (卷6)	神祇本紀下	1箇所
卷6 (卷9)	天神本紀上	1箇所
卷7 (卷10)	天神本紀下	1箇所
卷8 (卷11)	地祇本紀上	1箇所
卷12 (卷15)	天孫本紀上	1箇所
卷13 (卷16)	天孫本紀下	10箇所
卷20 (卷23)	天皇本紀上巻上	3箇所
卷28 (卷31)	帝皇本紀中巻上	1箇所
* (巻57)	礼綱本紀上巻上	3箇所

次に挙げた表二「旧事大成経新旧抜粋箇所」は、この三書に引用した『大成経』の抜粋点数であるが、『風葉集』は『風水草』と「神祇本紀」上巻で一点重複し、「神祇本紀」下巻は「垂加翁神代記講義」のみである。それ以外はすべて『風水草』にあたる。なお、『風水草』で「天孫本紀」下巻から多く抜粋引用しているのは、「中臣祓」にある国津罪の事例を多く挙げた結果である<sup>52)</sup>。

では、『風水草』から具体的に検討してゆこう<sup>(53)</sup>。そもそも闇齋の編纂方針は、孔子の「述べて作らず」の方針を尊重して、自説はできるだけ述べず、他書の説をもってそれを代弁させる方針をとる。よって、引用抜粋した記事は、基本的に闇齋が「粹言」として採用した説といえる。

#### 「中臣祓」概説の項 (大系本三・四頁、全集本三六二・三六三頁)

『風水草』上巻の巻頭は、「中臣祓」の概説から始まる。闇齋は「中臣祓」は神武天皇の時代に、天種子命が、祖父天児屋命が掌ってきた道を祝詞として奏上したものといい、その持論の根拠として、『旧事紀』や『古語拾遺』から関連記事を挙げる。

次に「嘉按」(嘉々闇齋が考える所)として持論を示す。すなわち、種子命は「神代文字」で祝詞を書いて奏上したが、応神天皇の時代に、漢字が渡来し、菟道王(応神天皇皇子菟道稚郎子を指す)のような「倭漢之訓」に通じた人が出、用明天皇の時には聖徳太子が「倭訓」を「漢字」に附すことで「今本」のような宣命体になったと説く。なお、卜部抄では、それを常磐連とするが、闇齋は「未詳」とする。以上は「垂加社語」(闇齋語録)にも掲載されるなど、垂加神道で重視した説であるが、その根拠に『大成経』(延宝本、以下同じ)巻三一「帝皇本紀」

中卷上「用明天皇元年五月」条を引用するのである。

すなわち、「上宮皇子」（聖徳太子）は、わが国の訓を「秦字」（漢字）に附し、漢字を「我字」にすれば、わが国の風俗が外国に通じ、「天覆物事」<sup>ヨフナクテコトワザ</sup>を明らかにすることができ、わが国にとつても有用である、と用明天皇に上奏したとの伝承である。

闇斎は儒者には珍しく聖徳太子に否定的ではなかったであろう。それが『大成経』の引用にも繋がったのかも知れない。

なお、『風水草』と『大成経』の語句の異同に関しては、大系本『風水草』は「学弘才荒」<sup>ヲラヒヒ</sup>とルビが付き、延宝本と全集本『風水草』は「学弘才荒クシテ」とあり、鶴鶴本は白文のため訓は不明である。

次に闇斎の持論として、日本語には「倭語」（「ナカトミハラヒ」と「漢字」（「中臣祓」）があり、「漢字」にはさらに「訓義」（「高天原・神留坐」）を取る場合と、「音声」（「尔・須」）を借りる場合があつて、それらを使い分けて和文を作るのが「神道書法」であり、「八幡神意之遺法」でもあるとする。

その根拠に『大成経』卷二三「天皇本紀」上卷・上「応神天皇十九年十月」条を引用する。それによると、住吉大神から、わが国に漢字を伝えた王仁は、支那の道理をもってわが国の道理を理解するため、かえつて神代を謾<sup>あやむ</sup>り、皇代を軽んじている、

との託宣が出る。そこで応神天皇は王仁を召し出し、汝の国は「人国」だがわが国は「神国」であるから、汝の国の道理でわが国の文章を理解してはいけない。また、「神代正直、吾国直国」であるから、「異国巧理」を用いてわが国の「正直書」を理解しようとするれば、「神法妙」を謾り、「神験徳」を失して「吾国威」を廃することになる、と注意したことを伝える。闇斎は、この記事の根拠に、神代からの日本語の真理が漢字の巧理によつて失われなかったのは、応神天皇の御蔭、すなわち「八幡神意之遺法」と考えたのである。

語句の異同に関しては、『風水草』と延宝本はほぼ同じだが、鶴鶴本は「八節之法」の「之」が無く、「韓国人文」の「韓」を「諱」に、「純一弘目」の「純」を「専」にしている。

「高日<sup>乃</sup>国」項（大系本五三頁、全集本四二七頁）

ここから『風水草』中巻に入る。「高日<sup>乃</sup>国」とは、吉田本「中臣祓」や「延喜式」「大祓祝詞」では「日高見国」とある。闇斎は伊勢本「中臣祓」を用いるため、「高日<sup>乃</sup>国」を採用する。この項では「高日」と「日高」の順で各事例をあげるなかで、「日高」の事例の最初に『大成経』卷一〇「天神本紀」下巻を挙げている。

語句の異同に關しては、『風水草』は大系本・全集本ともに「要尊城」とあり、延宝本の木版本は「要尊城」、同写本は「要尊城」とあり、異同が見られる。なお、『風水草』にルビはない。一方の鶴鶴本は、左の通り、多くの個所で異同があることがわかる。

夫齋元道者天得吾最尊三光遍照須臾失最尊則帝神悉失其度故以最尊為要帝也地得吾日高見国五穀皆登須臾失日高見国則后祇悉失其節故以日高見国為要城也

これを見ると、鶴鶴本を加筆修正したものが延宝本であったように思われる。

〔奉仕〕項（大系本五九・六四・六七頁、全集本四三六・四四三・四四七頁）

この項には五個所で『大成経』が引かれている。まず、「神武紀」（『風水草』は「神武紀」を全文抜粋する）の「日神之威」を背に負えば、刃に血ぬらずして虜は必ず自ずから敗れる、との神武天皇勅語の後に、『大成経』卷一六「天孫本紀」下巻の「是為事者依三方吉凶」、其法元也」を引く。『大成経』では、この引用文の前に「神武紀」の「（戊午年）夏四月丙申朔甲辰」

から「虜必自敗矣、僉曰、然」まで抜粋するが、「天皇」を「天孫」に、「僉曰」を「僉一同曰」に改めている。それを承知で、『大成経』の、事をなすには方角の吉凶によるのが道理である、との説だけをあげ、次に「嘉謂」と持論をあげる。

すなわち、わが国の軍配、いわゆる大星とは是なり。子（北）時に南方を撃ち、卯（東）時に西方を撃つように、その時の方角を負うてこれに向かうとは、すなわち「大日雲神之御威光」を負えば、必ず「生利」を得るの道理に通じるもので、これを「星」（日＋生）字に蔵して伝えている、という。ここも持論の根拠に『大成経』を用いた例といえよう。

語句の異同に關しては、鶴鶴本のみは「是軍戦法向日撃則十之八無利故忌向太陽其法元也」とある。

二個所目と三個所目は、「神武紀」の「金色靈鷲」における割注として『大成経』卷一六「天孫本紀」下巻と卷五「神祇本紀」上巻を引用する。前者は、軍陣に「異鷲」を得るのは勝利を知る由縁との記事である。後者は、鷲神はもと「日宮三軍幡」であったが、天照太神の命で天孫を救うため鷲に変化してやって来たという。その後、天孫の勅許を得て「山背国怨兒山」に移り住み、天狗神を領すとある。また、異説では、天人熊命が天照太神の命で「三軍璽幡」になり、常に「天門前」に立つて

「咒伏誅強」したが、神武天皇の時に「金色鷲」に変化して「勝軍瑞」になった。今は「山背国怨兒山」に坐す大神であり、「魔為神」である、という。

語句の異同に関して、大系本は「魔アマサコ為神」とルビが振られているが、全集本や『大成経』には見えない。

四個所目は、『先代旧事本紀』巻七「天皇本紀」にある「令二茲十宝二謂二一三四五六七八九十一、而布瑠部、由良由良止布瑠部」とある箇所の割注に、「旧事大成第六曰」として「謂二一三四五六七八九十一而振二揺之一、玲瓏玲瓏与振二揺之一」を引く。ここは珍しく『大成経』の巻数を明記している。しかし、延宝本では、巻九「天神本紀」上巻にあたり、巻六「神祇本紀」下巻にはみえない。それに対し、鶴鶴本では、巻六「神祇本紀」上巻に同様の記事が見える。とすると、闇斎は鶴鶴本を使用していたことになる。ところが、この二種の内容を比較してみると、鶴鶴本よりも延宝本に近いことがわかる。

鶴鶴本「一三四五六七八九十真振揺之玲瓏振揺之」

延宝本「一三四五六七八九十真振揺之玲瓏玲瓏与振揺之」

風水草「一三四五六七八九十而振揺之玲瓏玲瓏与振揺之」

このことから、闇斎は『風水草』編纂当初は鶴鶴本を使用していたが、延宝本を手に入れた後、それに変えたものの、巻数

を改めるのを忘れたのかも知れない。そうした事例は、『風葉集』にも、「旧事大成経第四卷、盟珠誓約之処」にあり、それは鶴鶴本の「神祇本紀」上巻に当たるが、内容は延宝本の巻五のそれと同じである。ただ、『風水草』全体を見る限り、闇斎の編纂にそうしたケアレスマスは殆ど見当たらないことから、鶴鶴本が板行された寛文十年（一六七〇）から延宝本が板行される延宝七年（一六七九）の間に、鶴鶴本の内容が延宝本に改められていく過程の中間本を入手していたとも考えられよう。

さて、闇斎はこの『大成経』の記事を引用した後、「嘉謂、而布瑠部、由良由良止布瑠部、神皇系図・類聚本源・元元集等、謂之咒文者非矣、社家往往不知其非也」と持論を示す。すなわち、『先代旧事本紀』にある「而布瑠部、由良由良止布瑠部」を伊勢神道系の『神皇系図』・『類聚神祇本源』・『元元集』等は「咒文」とするが、それは間違いで、多くの社家もそれに気が付いていないという。闇斎が咒文説を否定する根拠に『大成経』の「振揺之玲瓏玲瓏与振揺之」をあげる。これは鈴や剣のような金属が触れあって美しい音を奏でる様子を表現したもので、この記事の前後に『先代旧事本紀』の「神楽歌舞」が最も「瑞宝」の縁である、とあり、その後に「伊勢御師口傳」をあげ、これは「布瑠之祝文」である、との記事を挙げている。

五個所目は、『風水草』に「旧事大成五十七日」と明記した武霊雷大神の記事である。卷五十七は鶴鶴本板本にはなく、延宝本の卷五十七「礼綱本紀」上巻上「神儀第一」の項に当たる。内容は、武霊雷大神が剣に成つて「天隠山大神之祠」に降臨し、「檀原宮天皇」すなわち神武天皇の軍を助け、遂に震振宮に鎮座する。その宮には、さまざまな罪や災いを払う十種神宝を納め、そこで毎年神体を迎える「震振礼」が行われる。また、神社の諸神は「三種天約」（三約―宝祚不変・異国不侵・自国豊安）を護持する。この三約に三種の神器が付くことから、諸神はこの三種の神器によりつき全国に鎮座することになる。そして、全国で常時「三種天約」は護持せられ、「三種の礼」（三礼―敬吾天皇・敬吾中国・敬吾神明）が行われるとある。

これはわが国の神社は日守木である、との闇齋の持論に近似する<sup>⑧</sup>、というよりも補強しているとさえいえよう。

『天御蔭日御蔭臨坐』項（大系本八六・八九頁、全集本四六七・四七一、四七二頁）

ここは二個所ある。まず一個所目は、「八剣」のことである。天武天皇七年に沙門道行により草薙剣が盗まれた記事の補注として『神名秘書』から、その後、草薙剣に「剣七柄」を造り加

えて、熱田社を「八剣宮」とした記事を挙げる。それに続いて「嘉謂、為三八劍之事、亦見旧事大成一也」とコメントを付す。この『大成経』とは卷五七「礼綱本紀」上巻上「神儀第一」を指す。ただし、ここは日本武尊が「天照太神魂剣」を熱田宮に遷座し、それとは別に「八口剣」を造り外宮に納めた「八剣殿」の伝承である。ここは「八剣」を造ったことに関する別の伝承があることを示したものである。

二個所目は、文徳・清和両天皇は「天子神璽・寶劍・符節・鈴印等」、光孝天皇は「天子璽綬・神鏡・寶劍等」を献上されて即位したとある記事に続いて『大成経』を引く。『風水草』では「旧事大成五十七日」とある通り、「礼綱本紀」上巻上の「皇儀第三」の項にあたる。ここは天皇即位式における冠や三種の神器や装束などの意義や役割、そして式次第などを詳細に記す。例えば、即位日にかぶる冠は「天孫降臨時所冠天上之冠」であり、即位式では三つの「尊壇」を「正安殿」に設け、中央は「天皇高座」、左は「日神・月神・星神高座」、右は「神鏡・神瓊・神剣高座」とあって、天皇は三神、三種の神器の順に拝礼して「天皇高座」に就くとある。

以上、この項は持論の根拠ではなく、参考資料として引用したものと思われる。



〔国津罪〕項 (大系本一〇二・一〇二、全集本四八六～四八九頁)

ここは「天孫本紀」上・下巻から七個所引用している。例えば、『大成経』は「凝黒身」に「コクミ」のルビが付され、『風水草』「古久美」項では「凝黒身也」としている。闇斎は『大成経』の和訓に注視し、積極的に受け入れていようである。

語句の異同に関しては、鶴鶴本との異同の多さが目立つ。例えば、「于奥国有<sup>レ</sup>神」を鶴鶴本 (巻十三「天孫本紀」下巻) は「于時奥陸有<sup>レ</sup>神」とあり、「令<sup>三</sup>皇卒刈<sup>レ</sup>之食<sup>三</sup>荷馬・荷牛<sup>二</sup>」を鶴鶴本 (同右) は「皇卒之使牛馬食之」とある。この例から、『風水草』は延宝本またはそれに近い写本を引用した可能性が高いといえよう。

〔高津鳥災〕項 (大系本一〇七頁、全集本四九三頁)

ここは巻十六「天孫本紀」下巻から二個所引用している。内容は鳥神と天狗神のことである。

語句の異同に関しては、『風水草』大系本・全集本ともに「形如<sup>二</sup>流電<sup>一</sup>」を延宝本は「状如<sup>カタチ</sup>流電<sup>二</sup>」とし、『風水草』大系本「子<sup>イシノハ</sup>勝神也」を「千<sup>イシノハ</sup>勝神也」とする。また、『風水草』「此縁之起也」を鶴鶴本は「此縁也」とするほか、鶴鶴本は頗る異

同が多い。

〔畜仆蠱物爲罪〕項 (大系本一〇七頁、全集本四九四頁)

ここは『風水草』に「舊事大成。牛馬倒事、蠱物事、共見<sup>レ</sup>前」とあるように、「国津罪」項で前出した巻十六「天孫本紀」下巻と重複する。

〔国津罪〕項からこの項までは、「国津罪」の事例を引用したものである。

〔持出〕項 (大系本一四二頁、全集本五二八～五二九頁)

ここは巻五「神祇本紀」上巻から一個所引用している。『風水草』や延宝本は「天照太神父母<sup>二</sup>神尊恐<sup>三</sup>其德勝<sup>二</sup>」とあるが、鶴鶴本は「天照太神恐父母<sup>二</sup>神尊之德勝<sup>三</sup>」とある。この例から、鶴鶴本は延宝本になるまでに、潮音等による加筆訂正を必要としたことがわかる。

〔速佐須良比咩〕項 (大系本一五二・一五四頁、全集本五四二・五四五頁)

ここから『風水草』下巻となる。この項は二個所引用している。まず一個所目は、「旧事大成曰。二見<sup>二</sup>社、祓解<sup>ハラヒノリ</sup>祈社<sup>ナリ</sup>、瀬織津姫<sup>ハヤカサスラ</sup>ノ神・速誘流姫<sup>ハヤカサスラ</sup>ノ神」とあるが、この個所だけ典拠を

見つけれなかつた。後考を待ちたい。

二個所目は、卷十一「地祇本紀」上巻からの引用である。こ  
こは八雲神詠を素戔鳴尊ではなく、奇稲田姫の作歌とするこ  
ろである。『風水草』は大系本・全集本ともに「始為<sup>ニ</sup>奇稲田  
姫」とあり、延宝本は「時為<sup>ニ</sup>奇稲田姫」とある。鶴鶴本は「風  
水草」と同じである。次に『風水草』は大系本・全集本ともに  
「日本風格三十一字」とあるが、延宝本と鶴鶴本は「日本風<sup>ヤマトフ</sup>  
三十一字」とある。『風水草』大系本と延宝本は「作和詠云云」  
とあり、『風水草』全集本は「作和歌云云」、鶴鶴本は「作御歌  
云云」とある。  
ここは鶴鶴本を使用した可能性をわずかに示す所である。

最後に『神代記垂加翁講義』を検討しておこう。ここは神道  
大系本（三五六頁）に、「阿波禮、：ヲモシロイト云コト、コ  
コカラハジマリタゾ。コレヲ面白ト云字ニカイテアルハ、旧事  
大成ニアルゾ。則ココノコト也」と、「面白」という漢字の造  
語を『大成経』卷六「神祇本紀」下巻に発見し、興味深く弟子  
の闇齋に語るどころである。その箇所を延宝本から抜き出して  
みよう。

此時<sup>アメノヒカリト</sup>天<sup>ヒカリト</sup>光<sup>ヒカリト</sup>宝<sup>ヒカリト</sup>光<sup>ヒカリト</sup>相<sup>ヒカリト</sup>合<sup>ヒカリト</sup>視<sup>ヒカリト</sup> 二<sup>マチカン</sup>乎<sup>クテ</sup>群<sup>クテ</sup>神<sup>クテ</sup>一<sup>クテ</sup>面<sup>クテ</sup>新<sup>クテ</sup>白<sup>クテ</sup>  
珍<sup>ウツクシク</sup>素<sup>シロク</sup>仍<sup>シテ</sup>宣<sup>シテ</sup>二<sup>マチカン</sup>面白<sup>クテ</sup>一<sup>クテ</sup>矣<sup>クテ</sup>、人<sup>ヒト</sup>以<sup>テ</sup>二<sup>マチカン</sup>人<sup>クテ</sup>興<sup>クテ</sup>一<sup>クテ</sup>今<sup>イマ</sup>云<sup>フ</sup>二<sup>マチカン</sup>面白<sup>クテ</sup>一<sup>クテ</sup>  
是<sup>コレ</sup>此<sup>コト</sup>縁<sup>ノ</sup>也<sup>ト</sup>、

なお、鶴鶴本では卷五「神祇本紀」下巻にあたるが、この箇  
所と次の文だけが何故か見当たらない。

このことから『垂加翁神代記講義』の時点で、鶴鶴本よりも  
延宝本により近い写本を用いていた、と考えられよう。

### おわりに

以上、闇齋が『旧事大成経』を引用した理由を検討してきた。  
本稿で明らかになったことは、闇齋が持論の根拠または補強に  
用いていたことである。使用した『大成経』は、引用文では延  
宝本と一致するのが大半であったが、巻数を明記したところは、  
すべて鶴鶴本と合致していた。引用語句の中には、鶴鶴本と合  
致し、延宝本と異なるものもわずかながらあった。だが、『垂  
加翁神代記講義』にあった「面白」の記事は、板本の鶴鶴本に  
はなかつた。

では、闇齋は『大成経』を偽書と知らずに引用していたので

あろうか。それはないと思う。なぜならば、『大成経』のなかに「伊勢二社三宮説」や「内宮本宮説」があり、しかも万治二年に寺社奉行井上正利からこの件で諮問を受けていた、と考えられるからである。よって、この書がそれほど遡らない時期に編纂された書であろう事は気付いていたと思われる。それでも闇斎が持論の根拠や補強に『大成経』を引用したのは、彼の神道神学をより深化させる上でおいに参考になったからであろう。そのような使用法は、他の神道書の引用においても同様である。<sup>(6)</sup>

ただし、闇斎は、引用文には徹底的なテキストクリティックを施した。例えば、『先代旧事本紀』の引用文を本稿と同じように分析したところ、底本は寛永板本であったが、それを原文の『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』と検討し（闇斎は『旧事紀』がそれらの三書で構成されていることに気付いている）、それに無い場合は、他書の『旧事紀』引用文を参考に批判を行った結果、度会延佳の『鰲頭旧事紀』よりはるかに精度の高いものに仕上がっていたのである。<sup>(7)</sup>

こうした例から、闇斎は『大成経』を鶴鶴本と延宝本の板本と、さらに写本をもって校合したのであることが想像できる。おそらく、土清の旧板使用説は、闇斎の名譽のために主張した

のであろう。だが、闇斎においては、どれだけ評判の悪い書であらうとも、「粹言」があればそれを取り出し、それを史料批判した上で後人の参考にすることを使命とした。それが尊敬する舎人親王の編纂方針でもあったからである。かくて闇斎は貞丈や幸和等のような次元とははるかに異なる御仁なのである。

注

- (1) 松下松平氏によると、『旧事大成経』の書名は、「先代旧事本紀・神代皇代大成経・先代旧事大成経、又は単に大成経ともいふ」（『旧事大成経』『国史辞典』三、富山房、昭和一七年）三九四頁とあるが、本稿では『旧事大成経』または『大成経』と表記する。
- (2) 『旧事大成経の研究』（藝苑社、昭和二七年）七二頁。
- (3) 「中臣祓」の註釈書で闇斎晩年の代表的神道書。
- (4) 『日本書紀』神代巻の註釈書。未完の大著を、孫弟子の若林強斎が最終的に纏めた。
- (5) 「旧事大成経をめぐる問題」（『悠久』四一、昭和二七年）六三頁。
- (6) 『旧事大成経』成立に関する一考察」（『神道史の研究』皇學館大学出版部、昭和四八年。初出『皇學館大学紀要』六、昭和四三年）四四九頁。
- (7) 谷省吾・金土重順編『賀茂別雷神社三手文庫 今井似閑書籍奉納目録』（皇學館大学神道研究所、昭和五九年）によると、目録の「一先代旧事本紀（抄本） 十六卷」項に貼紙して似閑筆の「題名 活板先代旧事本紀」に、「旧事本紀」と称す書は三種あり、十巻の『旧事本紀』、三十一巻

- と七十二卷の『先代旧事本紀』あるいは『大成経』と号す書がある。そのうち『大成経三十一卷』は「慈遍」(慈遍)が作成し、和訓は「(永野)采女之徒」が付与したか、と推測し、「其意雖<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>深<sub>レ</sub>、非<sub>レ</sub>古義」と評している(二二六～二二七頁)。
- (8) 『増補大神宮叢書一八 度会神道大成 後篇』吉川弘文館、平成二一年所収。二書の内容は同じであるため、引用はこの書を用いた。
- (9) 本書奥書に「此書欲<sub>レ</sub>弁<sub>レ</sub>五部書<sub>二</sub>而詳<sub>一</sub>議<sub>レ</sub>先輩<sub>一</sub>。誣<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>実<sub>一</sub>者亦多矣。予繙<sub>レ</sub>覽<sub>レ</sub>之<sub>二</sub>次批<sub>レ</sub>之上層<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>右<sub>一</sub>。蓋有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>也。／寛保癸亥六月日 谷川士清識(叢書、五四九頁)と記している。
- (10) この間の経緯は、岩田貞雄「皇大神宮別宮伊雑宮謀計事件の真相―偽書成立の理由について―」(國學院大學日本文化研究所紀要)三三三、昭和四九年)が詳しい。
- (11) 七十二卷本を「延宝本」とするのは、松下松平氏の説による。松下氏は「大成経には按察本とて、高野山按察院の光宥法印(中略)の旧蔵本があつて、山鹿素行なども光宥に教わつたことがあり、潮音はこの本を底本に、延宝七年出版したともいうが、まだ私は確認し得ない。実はこの板本刊行が潮音ではなく、長野采女の変名竹内重好によるものではないかとの疑問も存し、七十二卷本大成経を潮音本とは称し難いような気もするので、刊行の年号によって延宝本と略称することにしたい」(『旧事紀調解』新国民社、昭和六〇年、一七頁)と説く。
- (12) 依田編無為著『大成経来由記』に「長野本ハ長野家ニ伝来シテ板行ニ出サズ」(河野前掲書一八八頁)と伝える。
- (13) 闇齋の慎重な編纂方法については、拙稿「山崎闇齋と先代旧事本紀」(工藤浩編『先代旧事本紀論』史書・神道書の成立と受容)笠間書院、平成三〇年)で詳説した。
- (14) 序文は宝永六年二月八日付、伴部安崇の作。跋文は享保十五年八月付、勝田光寛の作。国会図書館所蔵、墨付き三丁裏、四丁表。
- (15) 鎌田純一氏は、『先代旧事本紀』十巻を派生して三十一巻本の『大成経』が出来、「次にその三十一巻本(鶴鶴本)の文章を改め、それに諸册二尊、天照大神、聖德太子の信仰を加えて七巻とし、更に統の部を加えて七十二卷(の延宝本)が作られたものとみる事が出来る」(カッコ内は西岡注)『鎌田純一『先代舊事本紀の研究』研究部』(吉川弘文館、昭和三七年)六七～六八頁)という。詳細は、表一「旧事大成経新旧構成比較表」の参照を願う。
- (16) 岩田氏によると、寛文事件の「伊勢三宮説」を更に敷衍したのが「伊勢二社三宮説」であるという。その「三宮とは菟道宮(内宮、瓊瓊杵尊)、その本宮たる五十鈴宮(伊雑宮、天照大神)、豊受宮(外宮、月読尊)。二社は磯部大歳社を飯井宮と称し、この宮に祀られた猿田彦大神社と磯部上之郷千田寺の境内に祀られた大己貴大神を祀つた杵築大社」(七〇頁)とを指す。
- (17) 岩田前掲論文、一九頁。
- (18) 同右三三頁。
- (19) 同右五九、八〇頁。
- (20) 小笠原春夫『国儒論争の研究』(ベリかん社、昭和六三年)一四五頁。なお、『高野春秋編年輯録』一八(日野西真定編『新校高野春秋編年輯録』増訂版)(名著出版、平成三年)所収)によると、一時「武府深川之旅館」に寄宿していたとある(四二頁)。
- (21) 廣瀬豊編『山鹿素行全集思想篇』一五(岩波書店、昭和一六年、以下『素行全集』と略記する)所収一八頁。
- (22) 大野健雄・秋山一実校注『統神道大系 論説編 山鹿素行』(神道大系編纂会、平成七年)三〇二頁。
- (23) 前掲『素行全集』一五、二二頁。
- (24) 前掲『高野春秋編年輯録』一四、三三二頁。
- (25) 阿部隆一博士は「山鹿素行の青年時代に於ける和学の修養」(慶応義

- 塾大学附属研究所斯道文庫編『阿部隆一遺稿集』第四卷・人物篇、汲古書院、昭和六三年。初出『帝國學士院紀事』四一、昭和二十一年)において、「神代之巻ハ不及申、神道之秘伝不殘令伝受候」と言つてをる所を見ると、此の時一回に限らず、その後幾回か光宥に学ぶこととはあり得、寧ろその方が当然と考へられよう」(九二頁)という。
- (26) 密教大辞典再刊委員会編『密教大辞典・増訂版』第二卷(法蔵館、昭和四四年)五五六頁。
- (27) 岩田前掲論文八四、八五頁。
- (28) 岩田前掲論文二六、二七、三三、四六、五四頁。
- (29) 近藤啓吾『山崎闇斎の研究』(神道史学会、昭和六一年)卷末「年譜」参照。
- (30) 拙著『近世出雲大社の基礎的研究』(大明堂のち原書房、平成一四年)八〇頁等参照。
- (31) 岩田前掲論文二七頁。
- (32) 『山崎家譜』(近藤啓吾校注『神道大系・垂加神道』上、神道大系編纂会、昭和五九年。以下『垂加神道』と略記する)五二五頁。
- (33) 河野前掲書七三頁。
- (34) 林峰『南塾乘』(山本武夫校訂『南塾乘 国史館日録』五・史料纂集一四三(統群書類従完成会、平成一七年)九八頁。林家と潮音との関係については、矢崎浩之『潮音道海の羅山批判とその意図―扶桑護仏神論を中心にして―』(『東洋の思想と宗教』二七、平成二二年)参照。
- (35) 延宝本の巻三九・四〇の「政教本紀」にあたる。
- (36) 延宝本の巻三五、三八の聖徳太子伝にあたる。
- (37) 延宝本の巻七〇にあたる。
- (38) 古田紹欽『潮音道海の神道思想』(『神道教学論攷』神道宗教学会編刊、昭和五〇年)三三八、三三九頁。
- (39) 岩田前掲論文八六頁。
- (40) 延宝本の巻五七、六〇にあたる。
- (41) 前掲『素行全集』一五、二〇〇頁。
- (42) 阿部前掲論文九五頁。
- (43) 鶴鶴本の跋文に、「斯本紀三十一卷之外、更有雜部十卷大嘗會、御灌頂・三器再興之伝・八雲神祕・軍旅本紀等書、深秘于家」(宮東齋臣編『鶴鶴伝先代旧事本紀大成経』聚文社、昭和五六年、七七三頁。以下『鶴鶴伝』と略記する)とあり、素行が筆写した「軍旅本紀」が見える。
- (44) 『長昔語録』(前掲『垂加神道』上)四四六頁。
- (45) 近藤前掲書三六一、五二二頁。
- (46) 山本信哉『山鹿素行子の聖教に就いて』(『研究評論歴史教育』八一、一〇、昭和九年)二七頁。
- (47) 阿部前掲論文九三頁。
- (48) 慶長十二年(一六〇七)の猪熊事件当時垣斎が二十歳前後であったと仮定すると、寛文二年(一六六二)闇斎に忌部神道を伝授した時は七十五歳前後となる。なお、石出帯刀は寛文二年時、四十七歳、闇斎は算え四十五歳。
- (49) 河野博士は「大成経」は中臣氏(卜部氏)の宗源神道に対して、中臣氏(卜部氏)と対立的関係に在った忌部氏(齋部氏)の齋元神道を強調する傾向の著しい神道書である」(前掲書一〇二頁)という。
- (50) 松下松平『旧事大成経』(前掲『国史辞典』三)三九四頁。同様の記事は『武江年表』にも見られる。
- (51) 岩田氏は、これは寛永十三年の伊雑宮神人山口九右衛門等神訴状を誤認したものと見ている。岩田前掲論文八九頁。
- (52) 岩田氏は「丹斎の大成経と云えるものは、まだ自己の忌部神道、宗源神道を説いた初期の大成経であり、伊勢二社三宮説を盛り込んだ大成経ではないと思われるのである。伊勢三宮説を網羅した大成経は、故

に丹齋の死後長野采女に受けつがれて完成するのであろう」(前掲論文九〇頁)という。

(53) 近藤前掲書「年譜」五二六頁。

(54) 前掲『垂加神道』上、五一—六頁。

(55) 本稿で用いた鶴鶴本は、前掲『鶴鶴伝』所収の写真版の部分である。一方の延宝本は、小笠原春夫校注『統神道大系・先代旧事本紀大成経』

一—四(神道大系編纂会、平成十一年)を用いた。なお、この延宝本は写本(武田本)である。ほかに大和文華館所蔵国文学研究資料館データ三八巻本(木版本)と佐賀県立図書館データベース『先代旧事本紀』三八巻本・巻五欠(写本)を参照した。

(56) 表一の作成には、「(一) 旧事紀諸本目次一覧表」(前掲『旧事紀訓解』所収)を参考にした。

(57) 河野博士は「第十六卷天孫本紀下に於いて、神代の末の旧事にかけて、大祓詞のうちに見える、国津罪の由来を明らかにしようとし、犯<sub>レ</sub>畜罪、旬虫<sub>レ</sub>災と、犯<sub>レ</sub>母罪、白斑人、高鳥災と、犯<sub>レ</sub>母与<sub>レ</sub>子罪と、獸<sub>レ</sub>倒<sub>レ</sub>、蟲物せる罪とについて、それぞれ異なる場合に発生した事情を説いてゐる」(河野前掲書七〇—七二頁)という。

(58) 『風水草』は前掲『垂加神道』上所収本(大系本と略記する。これは山本復斎自筆本を底本に、近藤翁が諸本と校合したもの)と『新編山崎闇齋全集』第五卷(べりかん社、昭和五三年)所収本(全集本と略記する。これは正親町家蔵本とされる)を用いる。

(59) 拙稿「神籬磐境考—垂加神道の祭政一致観—」(原本は丸編『国家神道再考—祭政一致国家の形成と展開—』弘文堂、平成一八年所収)参照。

(60) 谷川士清は、闇齋が偽書と知られた書から粹言を取った理由を説明する。〔批〕(前略)所謂夫五部書、因多後世伝会竄雜之言、然間有古伝明説、不可不講究者、故我垂加翁、存其所聞之伝、以貽之後世、猶

礼記之偽書、雖成于漢儒之手非孔氏之旧、発其蘊奥、論其精義、則程朱亦取証之也、(後略) (前掲『大神宮叢書』五三—五三三頁。このなかで、『礼記』は孔子の書といわれるが実は漢代の儒者が編纂したものである。しかし、蘊奥をきわめ、精義を論じていることから、宋学を代表する程兄弟や朱子は大切な書として採用したことを挙げるが、闇齋の神道書採用の方針も、この辺りにあったと考えられる。

(61) 前掲拙稿「山崎闇齋と先代旧事本紀」参照。  
追記、この研究は、平成二十九年年度國學院大學国内派遣研究の成果の一部である。